

# 大分県報

令和三年  
第二四八号  
十月五日

（火曜日）

## 目次

### 公 告

令和三年度砂利採取業務主任者試験の実施……………

### ○公 告

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり令和三年度砂利採取業務主任者試験を実施する。

令和三年十月五日

大分県知事 広 瀬 貞

#### 一 試験の日時

令和三年十一月十二日（金） 午前十時から正午まで

#### 二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館六階入札室

#### 三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

#### 四 試験の方法

筆記試験

#### 五 受験願書の受付期間及び受付方法

##### 1 受付期間

令和三年十月十五日（金）から同月二十九日（金）まで

なお、令和三年十月二十九日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

#### 2 受付方法

受付は、郵送のみとする。

#### 六 願書提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇一八五〇一）

大分県土木建築部河川課

#### 七 提出書類

1 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九）（以下「受験願書」という。）

2 写真一葉（手札形とし、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮

影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

#### 八 受験手数料

八千円（受験願書に大分県収入証紙を貼り付けること。）

#### 九 受験願書の入手方法

1 受験願書の交付場所

大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/r3-zyarisaisyu-shiken-ziss.html>

#### 十 新型コロナウイルス感染症への対応

1 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、試験の延期や中止の可能性がある。

その際は、大分県ホームページ上で知らせる。

2 試験当日は、感染予防のため、必ずマスクを持参し、及び常時着用すること。

十一 その他

その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。